

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 24 | 健康増進法関係業務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 健康増進法関係業務 |
| ②事務の概要 | 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等の事務であり、事務の流れは、事業対象であることの確認、受診券の発行、データ管理等、減免決定若しくは却下に伴う事務である。 番号法においては、別表第1の76項に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることになる。 |
| ③システムの名称 | 健康づくり情報システム、衛生システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| がん検診等情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1の76項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 健康長寿課 |
| ②所属長の役職名 | 健康長寿課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|------------------------------------|
| 平成29年7月7日 | I-5. ②所属長 | 保健センター所長 八幡 建志 | 保健センター所長 平田 員章 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年7月7日 | II-1. いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。) |
| 平成29年7月7日 | II-2. いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。) |
| 平成29年7月7日 | 公表日 | 平成28年3月4日 | 平成29年7月7日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成30年7月11日 | I-5. ②所属長の役職名 | 保健センター所長 平田 員章 | 保健センター所長 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成30年7月11日 | II-1. いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。) |
| 平成30年7月11日 | II-2. いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。) |
| 平成30年7月11日 | 公表日 | 平成29年7月7日 | 平成30年7月11日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和1年6月26日 | II-1. いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。) |
| 令和1年6月26日 | II-2. いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。) |
| 令和1年6月26日 | 公表日 | 平成30年7月11日 | 令和1年6月26日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和1年6月26日 | IV リスク対策 | | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による |
| 令和2年10月8日 | II-1. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 5年経過に伴う再評価 |
| 令和2年10月8日 | II-2. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 5年経過に伴う再評価 |
| 令和2年10月8日 | IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である | なし | 事後 | 委託以外で情報を提供していないため。 |
| 令和2年10月8日 | IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である | なし | 事後 | 情報連携を行っていないため |
| 令和2年10月8日 | IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である | なし | 事後 | 情報連携を行っていないため |
| 令和3年10月15日 | I-5-①部署 | 保健福祉部 保健センター | 健康福祉部 健康長寿課 | 事後 | 担当課の変更による |
| 令和3年10月15日 | I-5-②所属長の役職名 | 保健センター所長 | 健康長寿課長 | 事後 | 担当課の変更による |
| 令和3年10月15日 | I-7請求先 | 徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市保健福祉部保健センター健康診査担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0530 | 徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512 | 事後 | 担当課の変更による |
| 令和3年10月15日 | I-8連絡先 | 徳島市保健福祉部保健センター健康診査担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0530 | 徳島市健康福祉部健康長寿課健康診査担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5512 | 事後 | 担当課の変更による |
| 令和3年10月15日 | II-1いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 担当課の変更による |
| 令和3年10月15日 | II-2いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 担当課の変更による |
| 令和4年3月11日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事前 | |
| 令和4年3月11日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | | 1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--------|--------|------|-----------|
| 令和4年3月11日 | IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 接続しない | 十分である | 事前 | |
| 令和4年3月11日 | IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | 接続しない | 十分である | 事前 | |